

## 東京大学医学部附属病院年俸制給与の適用に関する規則

(平成26年3月27日制定)

改正 平成26年 7月24日  
改正 平成27年 3月26日  
改正 平成28年 3月23日  
改正 平成29年 3月22日  
改正 平成30年 3月20日  
改正 令和 元年 9月26日  
改正 令和 2年 3月26日  
改正 令和 2年 4月30日  
改正 令和 3年 3月18日  
改正 令和 4年 2月24日  
改正 令和 4年 6月30日  
改正 令和 5年 1月26日  
改正 令和 6年 1月25日  
改正 令和 6年 3月21日  
改正 令和 7年 1月30日

(目的)

第1条 この規則は、東京大学医学部附属病院教職員給与規則(平成16年4月1日制定。以下「給与規則」という。)第2条第2項、東京大学医学部附属病院特定有期雇用教職員の就業に関する規程(平成16年4月1日制定。以下「特定有期雇用教職員就業規程」という。)第2条第3項及び東京大学医学部附属病院職域限定職員及び職域時間限定職員の就業に関する規程(平成29年3月22日制定。以下「職域限定職員就業規程」という。)第3条第2項の規定に基づき、年俸制給与について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 年俸制の適用を受ける教職員(以下「年俸制適用教職員」という。)は、次の各号に定める者とする。

- (1) 東京大学医学部附属病院教員の就業に関する規程(平成16年4月1日制定)第2条に規定する教員のうち、役員会の定めるところにより年俸制によることとされた教授、准教授、講師及び助教
- (2) 特定有期雇用教職員就業規程第2条第1項各号に掲げる者
- (3) 東京大学における高度学術専門員及び高度学術専門職員に関する規則(平成29年3月22日東大規則第79号)に規定する高度学術専門員及び高度学術専門職員
- (4) 職域限定職員就業規程第2条第2項各号に掲げる者

(給与の種類)

第3条 年俸制適用教職員の給与は、基本年俸、業績手当、特別貢献手当及び諸手当とする。

(基本年俸)

第4条 年俸制適用教職員の基本年俸は、別表第1の基本年俸俸給表に定める号俸により決定する。ただし、契約期間が1年に満たない場合における基本年俸は、号俸により決定される基本年俸を基礎とし、当該契約期間に応じて決定する。

2 年俸制適用教職員の基本年俸は、別表第1に掲げる基本年俸額に応じ、その12分の1の額を同表に定める支給月額（以下「支給月額」という。）として毎月17日（ただし、17日が日曜日に当たるときは15日、17日が土曜日に当たるときは16日、17日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは18日）に支給するものとする。

3 前項の規定による支給月額をその月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その支給月額は、給与規則第4条第1項から第4項までの規定を準用し、支給する。

4 東京大学医学部附属病院教職員就業規則（平成16年4月1日制定）第14条第1項第1号の規定による休職にされた教職員（以下「休職者」という。）に対して支給するときは、その支給月額は、給与規則第18条の規定を準用し、支給する。

(号俸の決定)

第5条 年俸制適用教職員の基本年俸の号俸は、別表第2の区分に応じそれぞれ同表に定める上限号俸から下限号俸の範囲内で決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、東京大学卓越教授規則（平成28年9月29日制定）第2条に規定する卓越教授の称号を付与された教授、特定有期雇用教職員就業規程第2条第1項第1号に規定する卓越教授又は役員会の承認を得た場合には、別表第1に定める号俸の最高の号俸を超える額を支給すること又は別表第2に定める上限号俸から下限号俸の範囲によらず、号俸を決定することができる。

(業績手当)

第6条 業績手当は、その者の学歴、職務に関する免許、職務経歴、及び業績並びに職務の内容等を考慮して、別表第3の月額に定めるところにより支給することができるものとし、支給日については第4条第2項の規定を準用する。

2 前項の規定による月額を、その月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その月額は、給与規則第4条第1項から第4項までの規定を準用し、支給する。

3 休職者に対して支給するときは、その月額は、給与規則第18条の規定を準用し、支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第6条の2 勤務1時間当たりの給与額の算出については、給与規則第7条の規定を準用する。この場合において、同条中、「俸給、俸給の調整額、これらに対する教育研究連携手当の月額、役職手当、初任給調整手当、研究代表者等特別手当及び看護職員等職務手当」とあるのは「支給月額、業績手当、研究代表者等特別手当及び看護職員等職務手当」と読

み替えるものとする。

(特別貢献手当)

第7条 特別貢献手当は、一の会計年度（4月1日から翌年の3月31日までの間）の間で1回に限り、教育、研究及び大学運営等において特に顕著な業績、成果及び貢献があると総長が必要と認める場合に別表第4に掲げる額を上限額として支給することができる。

2 特別貢献手当の支給日は、支給が決定した翌月の17日（ただし、17日が日曜日に当たるときは15日、17日が土曜日に当たるときは16日、17日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは18日）に支給するものとする。

(諸手当)

第8条 諸手当は、管理職手当、役職手当、通勤手当、放射線取扱手当、夜間看護等手当、超過勤務手当、極地・超高地観測手当、休日出勤手当、夜勤手当、宿・日直手当、オンコール手当、緊急コール手当、夜間診療等手当、麻酔手当、緊急手術等手当、入試手当、学位論文審査手当、研究代表者等特別手当及び看護職員等職務手当とし、別表第5の職名欄の区分に応じそれぞれ同表の諸手当の種類欄に定める諸手当を支給することができる。

2 前項の諸手当（極地・超高地観測手当及び看護職員等職務手当を除く。）は、給与規則第21条、第21条の2及び第26条、第28条、第29条、第31条から第35条の2まで、第35条の4から6まで、第39条から第40条の2の規定をそれぞれ適用し、又は準用し、支給する。

3 極地・超高地観測手当は、別表第6の職名欄の区分に応じ、それぞれ同表の職務の級欄に定める職務の級が適用されたものとみなして、給与規則第30条の規定を準用し、支給する。

4 看護職員等職務手当は、別表第7の職名欄の区分に応じ、それぞれ同表の俸給表が適用されたものとみなして、給与規則第35条の9の規定を準用し、支給する。

5 第1項の諸手当の支給日については、給与規則第2条の規定を適用し、又は準用する。

(その他)

第9条 年俸制適用教職員の給与に関する事項については、この規則に定めるもののほかは、給与規則の規定を適用し、又は準用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条及び別表の改正規定中職域限定職員に係る部分は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（改正 令和2年3月26日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年5月1日から施行し、令和2年1月27日から適用する。

附 則（改正 令和2年3月26日）

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（改正 令和2年3月26日）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和4年3月1日から施行し、令和4年2月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の第6条の2、第8条第1項、同条第2項及び別表第5の規定中看護職員等職務手当に係る部分は、令和4年9月30日限り、その効力を失う。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年2月1日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年2月1日から施行する。

別表第1 基本年俸給表（第4条関係）（令和3年4月1日～）

号俸	基本年俸額	支給月額
	円	円
1	2,400,000	200,000
2	3,600,000	300,000
3	4,800,000	400,000
4	6,000,000	500,000

5	7,200,000	600,000
6	8,400,000	700,000
7	9,600,000	800,000
8	10,800,000	900,000
9	12,000,000	1,000,000
10	13,200,000	1,100,000
11	14,400,000	1,200,000
12	15,600,000	1,300,000
13	16,800,000	1,400,000
14	18,000,000	1,500,000

備考 高度学術専門員、特任専門員並びに職域限定職員及び職域時間限定職員のうち上席高度主事員、上席高度技術員及び上席高度学術員に支給する基本年俸には、給与規則第21条に規定する管理職手当相当額を含むものとする。

別表第2 上限号俸及び下限号俸表（第5条関係）（令和3年4月1日～）

区 分	上限号俸	下限号俸
教授	14	3
准教授	11	2
講師	10	2
助教	9	1
高度学術専門員	10	2
高度学術専門職員	8	1
特任教授	14	3
特任准教授	11	2
特任講師	10	2
特任助教	9	1
特任研究員	11	1
学術専門職員	8	1
特任専門員	7	2
特任専門職員	4	1
職域限定職員及び職域時間限定職員のうち 上席高度主事員、上席高度技術員、上席高度 学術員	10	3
職域限定職員及び職域時間限定職員のうち 高度主事員、高度技術員、高度学術員	8	2
職域限定職員及び職域時間限定職員のうち 主事員、技術員、学術員	3	1

看護師（有期雇用）・助産師（有期雇用）	3	1
医療技術職員（有期雇用）	3	1

別表第3 業績手当（第6条関係）

（令和7年2月1日～）

職名	業績手当の月額	
職域限定職員及び職域時間限定職員以外	1,000円から100,000円まで	1,000円単位で支給する。
職域限定職員及び職域時間限定職員	1,000円から100,000円まで	1,000円単位で支給する。

別表第4（第7条第1項関係）

（令和2年4月1日～）

上限額
1,500,000円

別表第5 諸手当（第8条第1項関係）

（令和6年4月1日～）

職名	諸手当の種類	
教授 准教授 講師 助教	管理職手当、役職手当、超過勤務手当、休日出勤手当、夜勤手当、入試手当、学位論文審査手当、研究代表者等特別手当、オンコール手当、緊急コール手当、夜間診療等手当、麻酔手当（教授を除く。）、緊急手術等手当	通勤手当、放射線取扱手当、夜間看護等手当、極地・超高地観測手当、宿・日直手当
高度学術専門員	役職手当	
高度学術専門職員	超過勤務手当、休日出勤手当、夜勤手当	
卓越教授 特任教授 特任准教授 特任講師 特任助教	役職手当、超過勤務手当、休日出勤手当、夜勤手当、研究代表者等特別手当、オンコール手当、緊急コール手当、夜間診療等手当、麻酔手当（特任教授を除く。）、緊急手術等手当	
特任研究員	役職手当、超過勤務手当、休日出勤手当、夜勤手当、オンコール手当、緊急コール手	

	当、夜間診療等手当、麻酔手当、緊急手術等手当
学術専門職員	超過勤務手当、休日出勤手当、夜勤手当
特任専門員	役職手当
特任専門職員	超過勤務手当、休日出勤手当、夜勤手当
職域限定職員及び職域時間限定職員のうち上席高度主事員、上席高度技術員、上席高度学術員	役職手当、入試手当
上席高度主事員、上席高度技術員、上席高度学術員以外の職域限定職員及び職域時間限定職員	超過勤務手当、休日出勤手当、夜勤手当、入試手当
看護師（有期雇用） 助産師（有期雇用）	超過勤務手当、休日出勤手当、夜勤手当、オンコール手当、看護職員等職務手当
医療技術職員（有期雇用）	超過勤務手当、休日出勤手当、夜勤手当、オンコール手当、看護職員等職務手当

別表第6 職務の級（第8条第3項関係）（令和3年4月1日～）

職名	俸給表及び職務の級
教授、卓越教授、特任教授	教育職俸給表（一）5級
准教授、特任准教授	教育職俸給表（一）4級
講師、特任講師	教育職俸給表（一）3級
助教、特任助教	教育職俸給表（一）2級
特任研究員	
高度学術専門員	一般職俸給表（一）5級
高度学術専門職員	一般職俸給表（一）3級
学術専門職員	一般職俸給表（一）3級
特任専門員	一般職俸給表（一）5級
特任専門職員	一般職俸給表（一）3級
職域限定職員及び職域時間限定職員のうち上席高度主事員、上席高度技術員、上席高度学術員	一般職俸給表（一）5級
職域限定職員及び職域時間限定職員のうち高度主事員、高度技術員、高度学術員	一般職俸給表（一）3級

職域限定職員及び職域時間限定職員のうち主事員、技術員、学術員	一般職俸給表（一）1級
--------------------------------	-------------

別表第7 俸給表（第8条第4項関係）

（令和4年10月1日～）

職名	俸給表
看護師（有期雇用）	医療職俸給表（二）
助産師（有期雇用）	
医療技術職員（有期雇用）	医療職俸給表（一）